

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	特別児童扶養手当の支給の申請に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、特別児童扶養手当の支給の申請に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

館山市長

公表日

平成30年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給の申請に関する事務
②事務の概要	①申請内容を進達、進達状況を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 県への進達事務 3. 進達結果入力 4. 進達結果通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、所得状況届を作成、発送 1. 世帯員住民税参照 2. 所得状況届発送 3. 所得状況届提出状況入力 4. 県への進達事務 5. 進達結果入力 6. 進達結果通知
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者台帳情報ファイル 2. 所得情報ファイル 3. 支払情報ファイル 4. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第46項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第66項) ・番号法別表第二の主務省令(第37条) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第12 19 30 66 116項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政管理係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課社会福祉係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3492

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

